

決議案第1号

道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成20年3月21日提出

天理市議会議員	佐々岡 典 雅
”	中 田 景 士
”	飯 田 和 男
”	寺 井 正 則
”	大 橋 基 之

道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書

道路は、市民生活及び経済並びに社会活動を支える重要な施設であり、活力ある地域づくりや豊かで潤いのある住民の暮らしを実現するために、最も基本的な社会資本整備である。

本市における道路状況は、市内を南北に縦断する国道169号線及び国道24号線はあるが、慢性的な交通渋滞が発生しており市民の日常生活や経済活動に大きな支障となっている。

そのため、平成18年4月、市西部に京奈和自動車道の一部が開通したが、早期の西名阪自動車道との接続と全区間開通の工事が待ち望まれている。

また、市民生活に密着した市街地の街路整備、交通安全の確保及び歩道のバリアフリー化の推進など、安全で安心した生活を確保するため道路整備、維持管理について取り組むべき課題は山積している。

こうした中、現行の道路特定財源諸税の暫定税率及び地方道路臨時交付金制度が廃止になれば、平成18年度決算額の試算によると、奈良県で約100億円、市町村全体では約70億円、内本市では約1億5千万円の減収となり道路の整備、維持管理は深刻な事態に陥ることとなる。

よって、遅れている地方の道路整備を引き続き着実に推進し適切な道路管理ができるよう、道路整備のための財源を引き続き確保するため、下記の事項について強く要望する。

記

1. 地方においては道路整備の必要性が依然として高いことを踏まえ、遅れている地方の道路整備を引き続き着実に推進し、適切な道路管理ができるよう、道路特定財源関係諸税の暫定税率を延長するとともに、地方道路整備臨時交付金制度を継続及び充実すること。
2. 地方自治体の財政はもとより、国民生活や経済活動への影響に配慮し、一日も早く意思決定を行い、年度内に関連法案の成立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月21日

天理市議会